

信用保証制度見直しの中止に関する意見書（案）

国は、信用補完制度の見直しを進めている。中小企業が融資を返済できなくなった場合に、国等が原則８割の債務を保証している信用保証制度について、その割合を引き下げるなどとするものである。

信用保証制度は、資金繰りが厳しい中小企業への円滑な融資を可能にするもので、地域経済の循環を促すことにもなる。

保証率が高いほど、代位弁済率が上昇するなどというデータはない。信用保証制度の見直しを検討している中小企業政策審議会金融ワーキンググループにおいて、信用補完制度の意義について、小規模事業者にとって生命線、中小企業の倒産防止に大きく貢献したとしている。また、信用保証制度は、小規模事業者の特徴や弱みを補完するものであり資金繰りに極めて重要なものという意見も出されている。

中小企業団体からは、更なる部分保証化は中小企業への貸し渋りにつながると反対の声が出され、信用保証を縮小すれば、必要な資金を調達できなくなる中小企業が増えるとして、国に対し、全額保証を求めている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼす信用保証制度の保証割合の引下げ等の見直しを中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年３月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		